

1. 一般・産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

| | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 | 本施設の維持管理計画の内容 |
|------------------------------------|---|--|
| 対象施設 | 維持管理の技術上基準 | |
| 一般廃棄物及び産業廃棄物(汚泥、廃油、廃プラスチック類等)の焼却施設 | ① ピット・クレーン方式によって燃焼室にゴミを投入する場合には常時、廃棄物を均一に混合すること。 | ピットにて貯留する廃棄物は、クレーンにより均一に混合後、ロータリーキルン、ストーカ炉に投入します。 |
| | ② 燃焼室への廃棄物の投入は外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行うこと。 | ロータリーキルンには二重ダンパ+供給プッシュアストーカには焼却物でのシール+供給プッシュ方式の供給方法を採用し廃棄物を定量ずつ、連続的に供給できる装置としています。 |
| | ③ 燃焼ガスの温度を800℃以上に保つこと。 | 燃焼ガス温度を850℃以上となるよう温度制御を行います。 |
| | ④ 焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却すること。 | 火格子燃焼率を200kg/m ² ・h以下とすることにより、熱しゃく減量を10%以下とします。 |
| | ⑤ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。 | 運転開始時は、助燃バーナを作動させることにより、炉温を速やかに上昇させます。 |
| | ⑥ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、燃焼室の炉温を高温に保ち廃棄物を燃焼し尽くすこと。 | 運転停止時は、助燃バーナを作動させることにより、燃焼室の炉温を高温に保ち廃棄物を燃焼し尽くします。 |
| | ⑦ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録すること。 | ロータリーキルン出口部と焼却炉上部に熱電対を設け、打点記録計により記録します。 |
| | ⑧ 集塵機に流入する燃焼ガスの温度を概ね200℃以下に冷却すること。 | 集塵器入口のガス温度を200℃以下とするようにガス冷却室の噴射水量の制御を行います。 |
| | ⑨ 集塵機に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録すること。 | 集塵器入口部に熱電対を設け、打点記録計により記録します。 |
| | ⑩ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 廃熱ボイラに機械式煤吹き装置を設けます。 ■ バグフィルタに圧縮空気による逆洗装置を設けます。 |
| | ⑪ 排ガス中のCO濃度が100ppm以下になるように燃焼すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 炉内の温度制御装置により、燃焼温度を850℃以上の高温に維持します。 ■ 適正な二次空気挿入によりガスの混合を促進します。 ■ 高温ガスの滞留時間を2秒以上確保します。集塵器入口温度を200℃以下とし、ダイオキシン類の再生成を低減します。 上記対策により、CO濃度を100ppm以下にします。 |
| | ⑫ 排ガス中のCO濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 | 煙突入口部にCO計を設置します。 |
| | ⑬ 排ガス中のダイオキシン類濃度が一定濃度以下となるように焼却すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 炉内の温度制御装置により、燃焼温度を850℃以上の高温に維持します。 ■ 適正な二次空気挿入によりガスの混合を促進します。 ■ 高温ガスの滞留時間を2秒以上確保します。 ■ 集塵器入口温度を200℃以下とし、ダイオキシン類の再生成を低減します。 ■ 集塵性能の高いバグフィルタを設置し、サブミクロン粒子に含まれるダイオキシン類も除去します。 ■ バグフィルタ直前の煙道に活性炭を吹込み、ダイオキシン類を吸着除去します。 |
| | ⑭ 排ガス中のダイオキシン類濃度を年一回以上測定・記録すること。 | 排ガス中のダイオキシン類濃度を年一回以上測定・記録致します。 |
| | ⑮ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。 | バグフィルタ、乾式有害ガス除去装置を設け、自主基準値であるばいじん;0.01g/Nm ³ 以下、Nox;160ppm以下、SOx;100ppm以下、HCl;180ppm(290mg/Nm ³)以下にします。 |
| | ⑯ ばいじんと焼却灰を分離して排出し、貯留すること。 | 焼却灰は灰出しコンベヤにより灰貯留場に、ばいじんはダストコンベヤを乗継ぎ灰加湿装置で処理後灰貯留場へ、それぞれ分離して貯留します。 |
| | ⑰ 火災防止に必要な措置を講ずるとともに、消火設備を備えること。 | 火災防止、延焼防止を考慮した廃棄物保管施設とします。又、必要箇所に消火設備を備えます。 |
| | ⑱ 廃油の焼却施設にあっては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。 | 廃油等の廃棄物が地下に浸透しないように防油堤を設け、定期的な点検し、異常時は速やかに廃油等を回収する。 |